昭和四十六年度 決算を認定

第四回定例村議会

昭和四十七年第四回定例村議会は、十二月十一日に召集され、会期十日間で慎重に審議がなされました。

この議会において議決された議件とその要旨は次のとおりです。

一、一般会計補正予算（第五号）

この補正予算では追加額、一〇、八一一千円で当初予算から累計額は二二九、八三一千円となりました。

補正額の主なものは、職員給与改定等経費五、五九〇千円、オフセット印刷機三八五千円、老人医療費扶助四五六千円、国保会計繰出金五〇〇千円、月潟生産組合補助増六八三千円、砕石購入費三〇〇千円、道路改良による土地買収費一、二五六千円、同家屋移転補償費五〇八千円、白根地区消防事務組合負担金増五四五千円となっております。

なお、この財源として歳入では地方交付税八、六一七千円、国庫支出金三八九千円、県支出金六九七千円、前年度繰越金八七千円などが補正されました。

二、専決処分した事件について

去る十一月二十日に専決された昭和四十七年度一般会計補正予算（第四号）は専決どおり承認されました。この補正予算は、去る十二月十日と十七日に行なわれた衆議院議員総選挙及び参議院議員補欠選挙の経費六七〇千円のみとなっています。

三、村道路線の認定について

本件は、村道第五十五号線（月潟橋取付道路）及び村道第五十六号線（曲停留所脇道路）を村道に認定しようとするもので全会一致で可決されました。

四、新潟県自治会館管理組合の設立について

この議件は、従来新潟県旧市町村職員恩給組合資産管理組合が所有していた「新潟県自治会館」＝新潟市県庁前＝を県内全市町村が拠金して、これを取得したうえで自治センターとしての機能をもたせるという趣旨で組合を設立することを目的とするもので、原案通り可決されました。

五、月潟村職員の給与に関する条例の一部改正

昨年八月十五日に人事院は、政府に対し、国家公務員の給与を平均一〇、六八％（八、九〇七円）の引き上げを勧告しましたが、あわせて地方公務員もこれに準じて給与改定する通知がありました。このため本村職員も給与の改定が行なわれたものです。

六、昭和四十六年度各会計決算の認定について

歳出総額二六七、四八三千円の昭和四十六年度一般会計外各特別会計の決算については、それぞれ精査の結果、その内容は妥当なものとして認定されました。

（関連記事別掲）

七、その他

以上の議件の外、一部事務組合の規約改正（加入団体の増加）が二件あり、第三回定例会で付記となった小・中学校五ケ年計画を議題とする総文委員長の継続審査要望があり、これを決定しました。

会議だより

御挨拶

村議会議長　細海海蔵

村民の皆様、新年明けましておめでとうございます。

皆様もそれぞれ御健康で幸福な一九七三年の新春を迎えられたことと心からお喜こび申しあげます。

さて昨年を振り返ってみますと激動の七〇年代を反映して、国内、国外とも大きく変化がありました。

これまで中国を承認していなかった米国のニクソン大統領が中国訪問を行なったこと、テルアビブ空港での日本人過激派による小銃乱射事件、ミュンヘンオリンピックでの日本選手団の活躍、グアム島での生残り元日本兵軍曹、横井庄一さんの帰還、連合赤軍のリンチ殺人事件と軽井沢「あさま山荘」の人質ろう城事件など、ざっと教えただけでも悲喜こもごもの大きな話題が私達を驚ろかせました。

その中でも本県から始めての「田中総理」の登場は、その取り方の色々であっても私達県人に活を与えてくれたようです。

村の行政のなかでは「道路の整備」を中心に村議会をあげて村民各位の立場に立って誠心努力したつもりでありますが、弱小町村といわれる乏しい財政の中で各位の要望を完全に満たすことができなかった面もあったことと思います。

一九七三年は、これまでより更に変化の大きい年になると思います。しかしながら、議会は議会の立場で執行部と協力しながらより良い村政を実現するよう努力するつもりであります。

これからは福祉優先と言われておりますように今年の村政の中では福祉の充実を図ると同時に、事業面では、道路整備を始め、庁舎の建設も予定されているように聞いております。これからの事業も各位のご協力がなくては完成を見ることができません。

最後に、これらのご協力をお願いし、併わせて今年が良い年でありますようにお祈りして年頭のご挨拶といたします。

育英奨学生を募集しています

読売新聞社では、働きながら、自分の力で東京およびその周辺の大学または、東京理工専門学校に通学する学生に対して、奨学資金を貸与し、有為の人材の養成につとめることを目的とした「育英奨学制度」を実施しているが、現在、その来年度の奨学生を募集中です。

詳細は左記にハガキで問い合わせると、パンフレットと申込書を無料で送ってくれます。

東京都千代田区大手町一の七の一
読売新聞社内
読売育英奨学会事務局㊙係
TEL　〇三―二四二―一一一一

役場の日誌

十二月中の主なもの

12月1日　除雪対策会議
2日　選挙管理委員会
9日　〃
10日　衆議院議員選挙投票日
12月定例村議会
11日　監査委員会
15日　教育委員会定例会
16日　選挙管理委員会
17日　参院補欠選挙投票日
18～19日　定例村議会
20日　農業委員会定例会
25日　県営農免道路実行委員会

村の台所

このように使われました

村では昨年十二月二十日の村議会で昭和四十六年度の決算を承認いただきました。そのあらましを皆様にお知らせいたします。

村では会計を一般会計と特別会計に区分し収支をあらわしています。まとめますと次の表になります。

（単位　千円）

会計区分		収入	支出	差引残金
一般会計		213,401	211,022	2,379
特別会計	国保事業会計	40.578	36,835	3,743
	国保直診会計	373	1,249	△ 876
	簡易水道会計	9,824	18,377	△8,553
合計		264,176	267,483	△3,307

※　△は赤字会計です。

一般会計

昭和四十六年は前年に比らべ収入全体が三三、六％増加しています。これは老人の憩家月寿荘の建築を主体に県の補助金及び村債の増加が要因になっています。又この完成のため村内外の篤志家各位より多額の金品の寄贈をいただいて立派な施設が備えられ十二月オープンを行っています。又西萱場の基盤整備事業という集団畑地の造成が国県補助金を得て行われて成果が期待されているところです。それらの事業とは別に前年から配分されております交付税からの土地開発基金への積立が九、八四五千円追加される等があり、この会計は前年に引き続き健全財政を維持しながら事業推進をいたしました。以下この会計の構成を図にします。

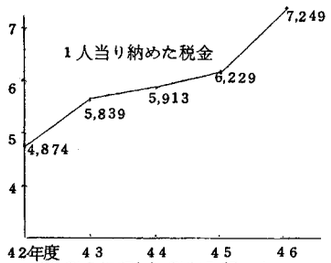

村の税金

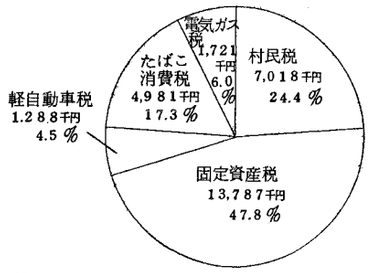

お金はこのように使われました

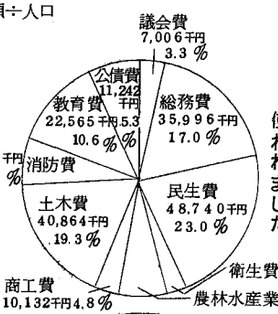

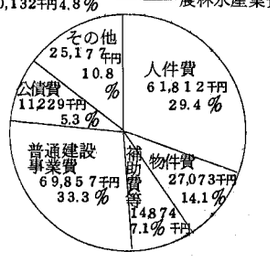

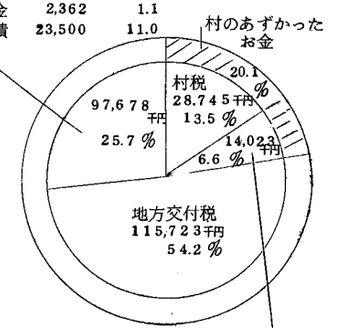

地方譲与税	499千円	0.2％
自動車取得税交付金	2,304	1.1
分担金及負担金	4,474	2.1
国庫支出金	7,909	3.7
県支出金	13,862	6.5
寄附金	2,362	1.1
村債	23,500	11.0
使用料及手数料	570千円	0.3％
財産収入	373	0.2
繰入金	1,000	0.5
繰越金	2,293	1.1
諸収入	9,787	4.5

昭和４６年に実施したおもな事業

月寿荘建設費	25,090千円
農免道路舗装工事費	4,500千円
農業基盤整備及び近代化事業費	7,571千円
果樹等共同出荷場事業費	455千円
県特殊排水事業地元負担金	119千円
村道６号線舗装工事	14,003千円
木滑地内１７号線改修工事	1,507千円
村道１４号線改修工事	1,818千円
月潟橋取付道路改良工事	10,046千円
広域農道附帯農道費	401千円
県道工事費負担金	1,127千円
消火栓設置工事費	800千円
小中学校体育館補修工事費	984千円
その他土木工事費	1,434千円

特別会計
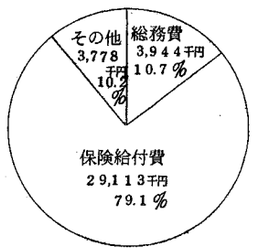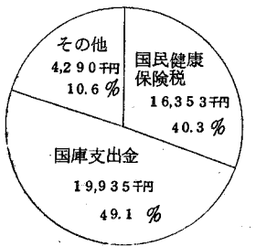
この会計はそれぞれの目的を定めて三つの会計に区分されています。そのあらましをお知らせしますと国保会計では前年に引き続き健全財政であったため一〇〇五千円を積立、将来の療養費の増大に対処することになりました。又直診会計は八七六千円の赤字で、翌年に繰り越し四十七年度でその会計の精算を委ねることになり水道会計も単年度で一、五九七千円の赤字解消となり、それぞれ目的にかなう業績をあげることができました。それでは国保会計を図にしますと次のようになります。